区役所での手続における主な持ち物

以下に主な持ち物をご案内しますので、該当するものがあればご持参ください。 手続によって異なりますので、p.7以降の「区役所での手続」の内、該当する 手続の▼必要なものをご確認の上、ご持参ください。

来庁される方の主な持ち物

□ 来庁される方の本人確認書類

本人確認書類については以下のとおりです。
いずれもお持ちではない場合、各お問い合わせ先にお尋ねください。

- ▼1点で本人確認ができる書類(顔写真付き)
 運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポートなど
- ▼ 2点で本人確認ができる書類
 健康保険証、共済組合員証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など
- □ 預貯金通帳(相続人代表者、喪主など)
- □ 葬儀の領収書又は会葬礼状等
- □ 亡くなられた方の各種被保険者証、認定証などの返却物
 - ※ 手続により異なります(戸籍謄本や印鑑などが必要な場合があります)。
 - ※ 代理の方が来庁される際には、委任状が必要な場合があります。
 - ※ 詳しくは、p.7以降の「区役所での手続」の内、該当する手続をご確認くだ さい。

MEMO ご自身の手続で必要なもの